最終更新日：2015年12月14日

IJTテクノロジーホールディングス株式会社

代表取締役社長　原田　理志
問合せ先：管理本部　総務部　TEL：03－5715-2681
証券コード：7315
http://www.ijtt-hd.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

当社グループは、グループ全体として競争力を強化し、持続的成長と企業価値の向上を図っておりますが、そのためにコーポレートガバナンスを充実することが重要な課題の一つであると考えています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－２－４】
当社は、インターネットによる議決権の電子的行使制度及び議決権電子行使プラットフォームを採用していませんが、平成28年６月開予定の定時株主総会からそれらを採用することを検討いたします。また、同時に、招集通知一部の英訳を行うことをあわせて検討いたします。

【原則３－１　情報開示の充実】
(1) 経営理念等は当社のホームページに公開しています。当社は、経営の基本方針として1.「アセアン地域を中心とした海外事業の迅速な展開と事業拡大」、2.「国内事業の役割の進化・発展」、3.「新製品・新技術や低コスト製品の提案を通じた顧客基盤の拡大・安定化」を掲げその推進を図っています。経営計画はまとまったものとして公表していません。今後、中期経営計画の策定・公表を検討してまいります。
http://www.ijtt-hd.co.jp/corporate.html

(5)社外役員については招集通知に選任理由を示し、取締役・監査役については株主総会招集通知に個人別の履歴を示しています。今後は、経営陣幹部の選任及び取締役・監査役候補を決定した際に、それに係るプレスリリースの中で説明を行う予定です。

【補充原則4－2－1】
当社の業務執行取締役、経営陣の報酬は、現金による固定報酬と当期業績目標達成に応じた変動報酬から構成されています。今後、自社株報酬、中長期業績に連動したインセンティブ報酬の導入を検討してまいります。

【原則4－8　独立社外取締役の有効な活用】
当社の独立社外取締役は1名ですが、平成28年６月開催予定の定時株主総会において１名の独立社外取締役を追加選任し、２名体制とすることを検討しております。

【補充原則4－11－3】
当社取締役会では、実効性についての分析評価は行っておらず、今後、実効性を検証する具体的な仕組みを検討いたします。

【原則5－2　経営戦略や経営計画の策定・公表】
当社は年度経営計画により経営を進め、予想利益金額、設備投資額などは決算短信、事業報告などで開示しています。今後、中期経営計画を策定し、公開することを検討してまいりますが、中期経営計画を公開するときは、経営目標及び目標実現方策等をわかりやすく説明するよう努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4　いわゆる政策保有株式 】
当社グループは、取引先との良好な取引関係を維持、強化し、取引を拡大することを目的として取引先の株式を保有する場合があり、保有意義が乏しくなった銘柄については、適宜処分を検討することとしています。
保有株式の議決権の行使は、株主価値が大きく毀損されるような場合を除き、株式を保有するグループ会社各社において、当該取引先との対話などを通じ、総合的に議案への賛否を判断したうえで行います。

【原則1－7　関連当事者間の取引】
取締役と会社との取引については、会社法を踏まえ、取締役会規則により取締役会の承認を得ることになっています。
主要株主等との取引については、取引を担当するグループ会社において、取引先との購買契約に従い、市場価格を考慮した取引条件を交渉により合意し、所定の社内決裁を得ることとしています。

【原則3－1　情報開示の充実 】
(1) 経営理念等は当社のホームページに公開しています。当社は、経営の基本方針として1.「アセアン地域を中心とした海外事業の迅速な展開と事業拡大」、2.「国内事業の役割の進化・発展」、3.「新製品・新技術や低コスト製品の提案を通じた顧客基盤の拡大・安定化」を掲げその推進を図っています。経営計画はまとまったものとして公表していません。今後、中期経営計画の策定・公表を検討してまいります。
http://www.ijtt-hd.co.jp/corporate.html

(2) 当社グループは、グループ全体として競争力を強化し、持続的成長と企業価値の向上を図っておりますが、そのためにコーポレートガバナンスを充実することが重要な課題の一つであると考えています。

(3) 取締役の報酬は、株主総会で承認された報酬額の範囲内において、代表取締役社長が社内規定に基づき決定する事を取締役会により一任

されています。今後、取締役、経営陣幹部の報酬を審議する報酬諮問委員会を設けることを検討します。

(4) 代表取締役社長が、取締役・経営陣幹部の候補者の能力、適性を判断して取締役会に提案し、取締役は、取締役会での候補決定後に株主総会で選任され、経営陣幹部については取締役会で選任されます。また、監査役は監査役会の同意を得て取締役会が候補を決定し株主総会にて選任されます。今後、役員候補の指名、経営陣幹部の選任を討議する人事諮問委員会を設けることを検討します。

(5)社外役員については招集通知に選任理由を示し、取締役・監査役については株主総会招集通知に個人別の履歴を示しています。今後は、経営陣幹部の選任及び取締役・監査役候補を決定した際に、それに係るプレスリリースの中で説明を行う予定です。

【補充原則4－1－1】
当社は、「取締役会規則」、「職務権限規程」において、取締役会で審議・決定すべき事項を明記し、それ以外の事項についてはその決定をグループ経営会議その他に委任することを定めています。また、「職務権限規程」では、経営陣から取締役会に定期的に報告されるべき事項を明記し、業務執行の状況について当社取締役会が監督できる体制としています。

【原則4－9　独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社は、会社法が定める社外取締役の要件や東京証券取引所が定める独立性基準に加え、当社の経営に対して積極的、建設的に意見表明ができる人物を独立社外取締役として選定するよう努めております。

【補充原則4－11－1】
当社の業務執行取締役には、適切な経営判断を迅速に行えるように、経営管理、経理、生産、海外事業等の業務経験を有する者をバランスよく選任することとします。非業務執行取締役には、業界知識、経営の経験を有し、的確な助言をいただける方を選定します。現在、取締役会は業務執行取締役8名と非業務執行取締役2名（なお平成28年6月開催予定の定時株主総会にて独立社外取締役1名の追加を検討している。）で構成されていますが、当社の規模からみて適当と考えます。

【補充原則4－11－2】
当社は、毎年事業報告にて各取締役、監査役の兼任状況を開示しています。

【補充原則4－14－2】
当社は、新任の取締役・監査役に対し法律知識取得のための外部セミナーへの参加を求め、また、社内のガバナンス体制・事業関連知識等の説明を行い、必要により工場見学を実施します。就任後には、新たに制定された関連法制の説明、任務遂行に必要な知識の習得、更新の機会を設け、または斡旋する方針です。

【原則5－1. 株主との建設的な対話に関する方針】
当社は株主との対話を前向きに実施するよう努めてまいります。株主との対話の体制及び取組の方針は、以下の通りです。

(1) 株主との対話の統括責任者は、管理・事業統括の取締役とし、窓口責任者はコーポレートリレーション推進本部長とします。
(2) コーポレートリレーション推進本部長は、株主との対話にあたって、各本部長、法務担当等の社内関係各部署と随時連携を図ります。
(3) 機関投資家等への決算説明会等の開催を検討します。
(4) 株主の意見・懸念は、対話に当たった経営陣幹部から他の幹部や取締役会に連絡され社内共有化を図るものとします。
(5) 決算期の翌日から決算発表日まではサイレント期間とし決算に関連する問い合わせへの対応は控えます。また、インサイダー情報は社内規定に従い取り扱います。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
いすゞ自動車株式会社	20,261,828	41.22
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	1,949,020	3.97
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,562,200	3.18
日立建機株式会社	1,300,000	2.64
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1,100,000	2.24
みどり持株会	1,025,800	2.09
佐藤商事株式会社	990,020	2.01
株式会社みずほ銀行	744,607	1.51
三菱UFJ信託銀行株式会社	744,600	1.51
FP成長支援A号投資事業有限責任組合	678,000	1.38

支配株主(親会社を除く)の有無	―――
親会社の有無	いすゞ自動車株式会社 （上場:東京）（コード） 7202

補足説明

---

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	輸送用機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

親会社であるいすゞ自動車株式会社は当社グループの製品の主要な販売先でありますが、当社グループ各社と同社との取引については、取引を担当するグループ会社において、取引先との購買契約に従い、市場価格を考慮した取引条件を交渉により合意し、所定の社内決裁を得ることとし少数株主の権利を害することがないよう努めております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の親会社であるいすゞ自動車株式会社は、東京証券取引所第一部に上場しており、当社の発行済株式総数の約41%を所有しております。
また、同社の社員3名が当社の取締役および監査役を兼務しております。
当社グループは、独自の経営管理機能と、株主間の平等性を確保するための社内体制・環境の整備、企業活動の透明性の確保等を重視したコーポレート・ガバナンス体制を有しており、いすゞ自動車株式会社からの独立性を確保しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
織田　秀明	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
織田　秀明	○	―――	織田秀明氏は、経営者として豊富な経験と知見を有しており、今後取締役会において、当社経営に対する積極的な意見及び提言をいただくとともに、同氏の経験等を当社経営の監督に生かしたく、社外取締役といたしました。また、上記a～kのいずれにも該当しない高い独立性があり、独立役員として取締役会にて指定されました。なお、同氏は当社の親会社であるいすゞ自動車株式会社を取引先とするボッシュ株式会社の業務執行者（3年前まで）でありましたが、当社グループは同社と取引はなく、当社としては利益相反が生ずるおそれは認められないと判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人との連携については、年間計画・監査結果報告等の定期的な情報・意見交換を行い、会計監査人の業務遂行の適正性を確認しております。また、内部監査部門であるグループ内部監査室は、内部統制の整備等に係る重要事項について監査役に適宜報告し、情報・意見交換する体制をとっております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田　勉	他の会社の出身者			△										
太田　正紀	他の会社の出身者			○										
土屋　市郎	他の会社の出身者							△						

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田　勉		当社常勤監査役	長年にわたり当社親会社であるいすゞ自動車株式会社において、開発部門、監査部門、品質保証部門での業務の経験を重ねてきており、開発・監査および品質保証に関する豊富な経験と幅広い見識を有しています。
太田　正紀		いすゞ自動車株式会社執行役員技術本部 生産部門 PT工務部、PT製造第一部、PT製造第三部、PT製造第四部、PT品質管理部、PT技術部、要素技術部執行担当	長年にわたり当社親会社であるいすゞ自動車株式会社において、生産部門での業務の経験を重ねてきており、生産・工務および品質管理に関する豊富な経験と幅広い見識を有しています。
土屋　市郎	○	―――	長年にわたり当社グループの主要な取引先である三菱UFJ信託銀行株式会社に勤務され、

			専門的な経験を重ねており、企業会計を理解し的確な質問を行う、能力を有しております。 同行退職後は他社の代表職等を歴任し、企業経営面での高い専門性と豊富な経験を有しており、当社ならびに当社グループのコーポレートガバナンス向上に向け、客観的な立場から公正に経営監視を行うことができ、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、中立かつ公正に当社が社会に果たすべき役割を認識し、独立した立場から監督することができると考えております。 当社グループと三菱UFJ信託銀行株式会社との取引につきましては、同行からの借入額は当社グループの借入総額の19%程度を占めているものの、その借入形態はシンジケートローン契約に基づくものが大半であり、いわゆる「メインバンク」の概念に相当する特に突出したリスクを負担する内容ではありません。また、同行の当社に対する持株比率も1．5%程度であります。 以上のように同行は当社グループの事業活動に欠くことができないような商品・役務の提供を行っているとは言えず、同行の当社グループへの影響度は限定的であり、当社グループの意思決定に際し、同行の影響を受けることは従来もなく今後もないものと考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬は、役位ごとに定める基本報酬と、会社及び個人の業績を反映する業績報酬による報酬体系をとっております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社における取締役及び監査役の報酬等は株主総会の決議によって定めるものとしております。
平成26年6月27日開催の第1回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額2億円以内、監査役の報酬限度額は年額8千万円以内と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方針の開示内容

取締役報酬については、株主総会で決議を得た総額の範囲内で、職務及び職責並びに業績に応じて算定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

新たに迎えた社外取締役1名をサポートするため、就任後グループ各社の職制から業務の概要の紹介の場を設定いたしました。
社外監査役（3名）については、当社グループの事業・業務の理解を促進し、監査の実効性を高めるために、監査役の監査業務をサポートする監査役スタッフを設置しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

当社は監査役設置会社の形態をとっており、10名の取締役と4名の監査役がそれぞれ取締役会と監査役会を構成しております。取締役は1名、監査役は3名が社外役員です。
当社は原則毎月1回定例取締役会を開催し業務の執行状況を報告しております。また、経営の意思決定と業務執行を迅速に行うため、グループ経営会議を原則毎月1回開催し、経営上重要な事項を報告・審議しております。
なお、当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外役員との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役による取締役の経営監視機能強化の取り組みを続け、また、取締役会、監査役会および監査部門であるグループ内部監査室が連携し、ガバナンスの確保を図ってまいります。
当社は、取締役会の職務である業務執行の決定と監督が適正に実行されるかの判断については、取締役会を構成する各取締役が経営に関する深い知識や経験を有するとともに、当社グループの事業について精通し、充分な知識と経験に基づいて適切に判断する能力を持つ取締役であるかどうかによって左右されると考えております。
当社では社外のチェック機能、モニタリング機能という観点から、業務執行に携わらない社外監査役が客観的・中立的な見地から監査を実施し、取締役会へ出席するほか取締役等から業務執行状況を聴取するとともに重要な決裁書類等を閲覧しており、適法性や透明性を図るための経営監視機能は十分に機能すると考えております。また、常勤監査役が取締役会の下部会議体に位置するグループ経営会議等の重要な会議体へ出席し、それらの情報を各監査役が共有・意思疎通を図り、必要に応じて効率性や実効性について適宜意見するなど、経営監視機能の充実を図っております。
また、さらなる経営監視機能の充実を図るため、平成27年6月26日開催の第2回定時株主総会において、社外取締役として織田秀明氏を選任いたしました。なお、社外取締役　織田秀明氏、社外監査役　土屋市郎氏は東京証券取引所が定める独立役員であります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	平成28年6月開予定の定時株主総会から採用することを検討しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成28年6月開予定の定時株主総会から採用することを検討しております。
招集通知（要約）の英文での提供	平成28年6月開予定の定時株主総会から招集通知の一部を英文で提供することを検討しております。
その他	平成27年3月期の定時株主総会の招集通知では、インターネット開示制度を採用（連結注記表・個別注記表）したほか、総会日の3週間前から東証サイトと自社ホームページに電子ファイルを掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	ホームページに「投資家の皆様へ」の頁を設置し、投資家向け情報として決算短信等の決算情報を都度更新しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IRの担当（窓口）部署をコーポレートリレーション推進本部とし、各ステークホルダーに対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは「コンプライアンスに関する基本的な取り組み方針」を定め、従業員の人格や個性を尊重し、安全で働きやすい環境を確保し、ゆとりと豊かさの実現を図っております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	地球環境問題への対応を重要課題と認識しており、当社グループでは主要な事業所においてISO14001を認証取得し、環境保全に向け、それに基づいた運営を行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

業務の適正を確保するための体制の構築の基本方針
当社は、業務の適正を確保するための体制の構築の基本方針を次の通りとし、これに基づき体制を整備・維持いたします。

(1)取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの徹底を経営上の重要課題と位置付ける。なお、当社において「コンプライアンス」とは、法令遵守はもとより社会の信頼に応える高い倫理観をもって、全役員・従業員一人ひとり行動することとする。
当社は、「コンプライアンスに関する基本的な取り組み方針」、「コンプライアンスに関する行動基準」を役員・従業員に周知徹底しコンプライアンスの実効性を確保する。
当社は、コンプライアンス推進の責任者を任命し、コンプライアンスに係る事項を管理・推進しており、今後もこれを継続する。
当社は、反社会的勢力や団体との一切の関係を遮断しており、今後も不当な要求等を拒否するため、毅然とした態度で対応する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および社内規定に従い、取締役会議事録その他の取締役の職務執行に関する情報について、情報ごとにこれを保存および管理すべき主管部署を定め、当該主管部署において、これを適切に保存および管理するとともに、秘密情報については、法令および「秘密情報取扱規則」に従い、秘密情報管理統括責任者が、これを適切に管理する。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に従い、各部門のリスク管理責任者が当該部門のリスク管理を行い、グループリスク管理統括責任者が当社および子会社のリスクを統括する。また、リスク管理状況については、「グループリスク管理会議」にて随時把握・評価し、「グループ経営会議」及び「取締役会」に定期的に報告する。
危機に際しては、「グループ経営会議」にてその対応を審議・決定し、適宜「取締役会」に報告の上、適切に対処する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、重要な業務執行を決定する機関として「取締役会」を設置し、この下部機関として「グループ経営会議」を設置する。さらに、その下部組織として「設備投資審議会」を設置し、専門分野における審議を効率的に行う体制をとる。
当社は、取締役の業務執行を適切にサポートする体制として執行役員制度を継続採用する。

(5)当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社および当社グループが社会からその存在価値を認められ信頼を得るために、親会社であるいすゞ自動車株式会社の「グループ企業理念」等を踏まえ策定した「グループ企業理念」、「グループ経営指針」、「グループ行動指針」、「コンプライアンスに関する基本的な取り組み方針」および「コンプライアンスに関する行動基準」を当社グループの全役員・従業員に周知し、全役員・従業員がこれらを踏まえた行動をとるよう適切に対応する。
当社は、当社の子会社に対し、当該各社に応じた適切なコンプライアンス体制の整備とコンプライアンスの徹底を要請する。
当社は、「グループ企業管理規程」その他の社内規定を制定しており、当社子会社の業務の適正を確保する体制の強化に対応する。
当社は、当社経営幹部による、当社の子会社各社の経営幹部に対する当該各社の経営状況のモニタリングを継続的に実施するとともに、当該各社のコンプライアンスの状況、リスク管理状況および業務の効率性を確保する体制についても報告を受け、当該各社において改善すべき点があると認められた場合には、改善を要請する。
当社は、いすゞ自動車株式会社に対して、当社および当社の子会社の重要な経営状況ならびにコンプライアンスおよびリスク管理の状況その他に関し適宜報告する。
当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための体制を敷いており、今後もこれを継続する。

(6)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役からの要請に従い、監査役の職務を補助する監査役スタッフを置く。

(7)監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役スタッフの取締役からの独立性および当該監査役スタッフに対する指示の実効性を確保するために、監査役スタッフ業務の実施に関しては当該従業員を監査役の指揮命令下に置く。また、当該従業員の人事異動、人事考課および賞罰については監査役の事前同意を得る。

(8)当社およびその子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

当社は、監査役に対し、当社および当社の子会社の取締役および従業員に、適宜、当社または子会社各社の業務執行の状況および経営状況その他監査役と協議して定める事項を報告させるとともに、監査役の求めに応じて、随時、必要且つ十分な情報を監査役に開示しまたは報告する。
当社は、当社および当社子会社の常勤監査役が相互に連携して当社および当社子会社全体の監査の充実・強化を図ることを目的として定期的に開催するグループ監査役連絡会に対し適宜協力を行っており、今後もこれを継続する。

(9) 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前項に基づき監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および当社子会社各社の役員・従業員に周知徹底する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払、償還または債務の弁済の請求等をしたときは、法令に基づいて、速やかに当該費用または債務を処理しており、今後もこれを継続する。
当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、適切な予算を確保しており、今後もこれを継続する。

(11)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、常勤監査役が「グループ経営会議」へ出席する機会および経営者と協議する機会を確保しており、今後も継続する。また、監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備するために、今後とも監査役と継続的に協議するとともに、当該協議を通じて監査役から要請された事項については、これを実現するために必要な措置を講ずるよう努める。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは市民社会の一員として、秩序と安全に脅威を与える反社会的勢力および団体には毅然とした態度で対応します。
当社グループは、この反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を「コンプライアンスに関する行動基準」において定めており、役員・従業員に周知徹底しております。
反社会的勢力への対応統括部署を管理本部総務部とし、不当要求防止責任者を設置しております。また、外部専門機関から反社会的勢力に関する情報の収集につとめるとともに、弁護士から、不当要求に対しての法律的な指導を受けてまいります。
公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に参加して、特殊暴力に関する研修会、意見交換会、講演会を通じて不当要求の排除と防止対策を検討しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に関わる社内体制の状況は下記のとおりです。
当社グループ内における決定事項に関する情報、決算その他の開示すべき情報につきましては、子会社に係るものも含め、グループ経営会議および毎月開催される定例取締役会ならびに臨時の取締役会で討議検討し、情報取扱責任者が適時適切な開示を実施しております。
また、発生事実に関する情報についても、子会社に係るものも含め、グループ内の各関連部署からの報告がグループ経営会議のもとに集約され、開示すべき情報については情報取扱責任者が適時適切な開示を実施しております。

【模式図(参考資料)】

